

長岡京市妊産婦健康診査実施要綱

(目的)

第1条 市長は、妊産婦に対して、健康な妊娠、出産を迎えるための母子保健法(昭和40年法律第141号)第13条の規定に基づく妊産婦健康診査(以下「健診」という。)の重要性を周知し、積極的な受診を勧奨するとともに、妊産婦や胎児の健康確保を図るための健診と、少子化対策の一環とした妊娠、出産にかかる経済的負担の軽減及び産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るための産後早期の支援を実施し、妊娠期から子育て期にかかる切れ目のない支援体制を整備するものとし、その実施にあたっては、この要綱の定めるところによる。

(実施方法)

第2条 健診は委託方式で行い、長岡京市が委託契約を締結した医療機関・助産所(以下「指定医療機関等」という。)で実施する。ただし、指定医療機関等での受診が困難な妊産婦にあっては、当該妊産婦(日本国内の医療機関で受診する者に限る。)に受診料の助成を行うものとする。

(対象者)

第3条 健診の対象者は、長岡京市に住所を有する妊産婦とする。ただし、市長が必要と認める者については、その限りでない。

(対象者の認定)

第4条 市長は、妊娠届出書(様式第1号)又は妊娠届出書に準ずるもの(以下「妊娠届出書」という。)に基づき健診対象者を認定する。

- 2 前項に定める届出が妊産婦本人でない場合は、委任状(様式第2号)又は、委任状に準ずるもの(任意の委任状)を提出しなければならない。
- 3 妊娠中又は産後早期に他の市区町村、海外等から転入し、すでに母子健康手帳の交付を受けている妊産婦は、妊産婦健康診査、新生児聴覚検査及び1か月児健康診査受診券交付申請書(様式第3号。以下「受診券交付申請書」という。)を提出しなければならない。

(周知)

第5条 妊娠届出書又は受診券交付申請書を提出した妊産婦に対し、健診の重要性を知らせるとともに、各種の広報等で積極的な受診の周知を図り、必要な事項については直接通知する。

(検査項目および助成金)

第6条 健診の検査項目及び第2条ただし書きの規定による助成金の額は、別表に定めるところとする。

- 2 別表に定める検査項目以外の検査、処置等を健診において実施した場合、健診以外の疾病の治療に要した費用は助成の対象外とする。

(受診券の交付)

第7条 市長は、指定医療機関等で健診を受ける妊産婦に対しては、妊娠届出書又は受診券交付申請書の提出時に、長岡京市妊産婦健康診査、新生児聴覚検査及び1か月児健康診査公費負担受診券つづり(以下「受診券」という。)を交付する。多胎妊娠の妊婦に対しては、受診

券多胎妊婦用を併せて交付する。ただし、指定医療機関等以外で健診を受ける妊産婦に対しては、受診券及び長岡京市妊産婦健康診査助成金交付(償還払い)申請書(様式第4号。以下「助成金交付申請書」という。)を交付する。

- 2 紛失又は破損等により、受診券の再交付を必要とする場合は、妊産婦は、妊産婦健康診査、新生児聴覚検査及び1か月児健康診査受診券再交付申請書(様式第5号)を提出しなければならない。

(受診券の提出)

第8条 妊産婦は健診の受診の際、指定医療機関等に受診券を提出するものとする。

(委託料の請求および支払)

第9条 指定医療機関等は、委託料の請求を行うときは、前条の規定により受け付けた受診券を請求書に添付し、翌月10日までに市へ提出するものとする。

- 2 市は、請求書の内容を審査し、適当と認めたときは、請求を受けた日から30日以内に委託料を支払うものとする。

(指定医療機関等以外での健診への個人助成)

第10条 市長は、第2条ただし書きの規定により、妊産婦が指定医療機関等以外で健診を受診した場合について、その経費に対し、妊産婦健康診査助成金を交付する。

(助成対象経費)

第11条 助成の対象となる健診は、第6条の規定に準じる。ただし、必要書類の発行等に要した費用は対象外とする。

(助成金額)

第12条 助成金の額は、健診にかかった実費と第6条に規定する助成金のいずれか低い方の額とする。

(助成金の申請)

第13条 助成金を受けようとする、指定医療機関等以外で健診を受診した妊産婦は、第7条第1項の規定により交付された助成金交付申請書に、次に掲げる書類を添付して、健診を受診した日から起算して1年以内に、市長に提出しなければならない。

(1) 受診券

(2) 領収書の写し

(交付の決定)

第14条 市長は、前条に規定する交付申請書を受理した時は、当該申請書に係る補助金交付の適否を審査し、必要と認めた時は、妊産婦健康診査助成金交付決定通知書(様式第6号)により通知する。

- 2 前項に定める交付決定通知をもって長岡京市補助金等交付規則(昭和57年長岡京市規則第8号。以下「規則」という。)第9条の確定通知とみなす。

(交付)

第15条 市長は、前条に定める交付決定通知後、長岡京市会計規則(平成17年長岡京市規則第

26号)第36条第2項の規定に基づき、当該通知者に対し、交付請求書の提出を待たず助成金を交付する。

(交付取消)

第16条 市長は、虚偽その他の不正な手段により助成を受けたことが判明した時は、当該交付決定を取り消し又は変更することができる。

(助成金の返還)

第17条 前条の規定により交付取消等を行った場合において、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めてその全部もしくは一部の返還を命ずることができる。

(延滞金)

第18条 前項の返還を命ぜられ、これを納期限までに納付しなかったときは、規則第15条の規定を適用する。

(健診結果の保管)

第19条 指定医療機関等は健診結果を受診券に記載のうえ、市長へ報告するものとし、市長はこの報告に基づき健診結果を「NIGHTSシステム」に登録保管する。

2 指定医療機関等以外で受診した健診結果については、前項を準用する。

(関係機関との連携)

第20条 この事業の実施に当たっては、一般社団法人京都府医師会、一般社団法人大阪府医師会、指定医療機関等その他の関係機関と十分に連携を図るものとする。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

2 改正前の長岡京市妊婦健康診査実施要綱により行った平成21年度の助成手続きについては、改正後の要綱により行ったものとみなす。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月18日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月13日から施行し、改正後の長岡京市妊婦健康診査実施要綱の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行し、産婦健康診査においては、令和5年4月1日以降に出産した産婦に適用する。

(経過措置)

2 改正前の第4号様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の第4号様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行し、産婦健康診査においては、令和5年4月1日以降に出産した産婦に適用する。

(経過措置)

2 改正前の第4号様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の第4号様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年12月2日から施行する。

(様式に関する経過措置)

2 改正前の様式は、当面の間、この要綱による改正後の様式に代えて使用することができる。